

付録第1（第1の1（1）関係）

$$\frac{A}{3} \cdot B$$

（備考）

- 1 Aは、当該知事管理区分における特定水産資源の直近5日間（第2の1（1）の表の左欄に掲げる割合を超えた日を含む5日間とする。）の漁獲量のうち上位3日間のものの合計とする。
- 2 Bは、当該直近5日間の翌日から管理年度の末日までの日数とする。

付録第2（第1の1（1）関係）

$$C - D$$

（備考）

- 1 Cは、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量とする。
- 2 Dは、当該管理年度の初日から当該直近5日間（第2の1（1）の表の左欄に掲げる割合を超えた日を含む5日間とする。）の末日までの当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量とする。

付録第3（第1の2関係）

$$\frac{A}{3} \cdot B$$

（備考）

- 1 Aは、任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における当該特定水産資源の直近5日間（当該全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合が85パーセントを超えた日を含む5日間とする。）の漁獲量のうち上位3日間のものの合計とする。
- 2 Bは、当該直近5日間の翌日から管理年度の末日までの日数とする。

付録第4（第1の2関係）

$$C - D$$

（備考）

- 1 Cは、任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計とする。
- 2 当該管理年度の初日から当該直近5日間（当該特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合が85パーセントを超えた日を含む5日間とする。）の末日までの当該全ての知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量とする。

付録第5（第2の1（1）関係）

$$\frac{A}{3} \cdot B$$

（備考）

- 1 Aは、当該知事管理区分におけるくろまぐろの直近5日間（第2の1（1）の表の左欄に掲げる割合を超えた日を含む5日間とする。）の漁獲量のうち上位3日間のもの

のの合計とする。

2 Bは、当該直近5日間の翌日から管理年度の末日までの日数とする。

付録第6（第2の1（1）関係）

C - D

（備考）

1 Cは、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量とする。

2 Dは、当該管理年度の初日から当該直近5日間（第2の1（1）の表の左欄に掲げる割合を超えた日を含む5日間とする。）の末日までの当該知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量とする。

付録第7（第2の2関係）

$\frac{A}{3} \cdot B$

（備考）

1 Aは、くろまぐろに係る全ての知事管理区分におけるくろまぐろの直近5日間（当該全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合が85パーセントを超えた日を含む5日間とする。）の漁獲量のうち上位3日間のもの合計とする。

2 Bは、当該直近5日間の翌日から管理年度の末日までの日数とする。

付録第8（第2の2関係）

C - D

（備考）

1 Cは、くろまぐろに係る全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計とする。

2 当該管理年度の初日から当該直近5日間（くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合が85パーセントを超えた日を含む5日間とする。）の末日までの当該全ての知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量とする。